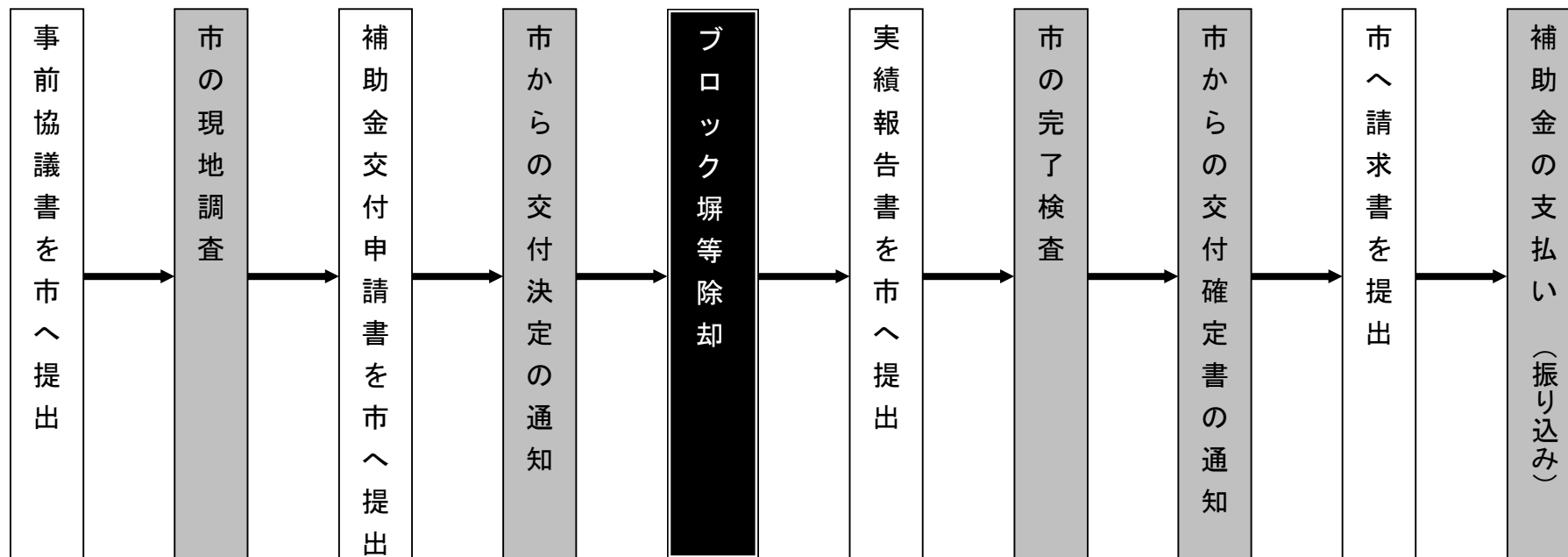


ブロック塀等の安全確保事業費補助金制度の申請手続きの流れ



事前協議書（各1部提出）

- ・事前協議書(除却前の配置図含む)
- ・案内図(縮尺 1/2500 以上の都市計画図など)
- ・見積書の写し
 除却分とフェンスや生垣設置分の費用を明確にすること。
- ・除却前の現場全景写真
- ・建築基準法第42条第2項に規定する道路沿いにフェンスを新設する場合にあっては、新設前の道路幅員を明示した写真
- ・ブロック塀等点検結果表

交付申請（各2部提出）

- ・補助金交付申請書
- ・ブロック塀等の安全確保事業計画書
- ・収支予算書
- ・案内図(縮尺 1/2500 以上の都市計画図など)
- ・配置図(敷地内でフェンス、生垣を設置する場所及びその延長を記載すること。
 生垣設置の場合は樹種、樹高を併せて記載すること。)
- ・見積書の写し
- ・撤去前の現場全景写真
- ・建築基準法第42条第2項に規定する道路沿いにフェンスを新設する場合にあっては、新設前の道路幅員を明示した写真
- ・フェンス等のカタログの写し(透過率等仕様のわかるもの)及びフェンス等の高さ、基礎の高さが分かる図面
- ・ブロック塀等点検結果表

実績報告（各1部提出）

- ・補助事業実績報告書
 - ・収支決算書
 - ・領収書の写し
 - ・施工中、施工後の写真(全景写真を含む。)
- ①施工中
 ブロック塀等の除却中、フェンス等を設置する場合は、その施工中も併せて。
- ②施工後
 除却のみの場合は、除却後更地となった状態フェンス等を設置する場合は、設置後の状態
- ※①、②それぞれ、申請時と同じ角度・場所を撮影すること。上記の写真がないと、補助金の交付が取り消されることがあります。
- ・建築基準法第42条第2項に規定する道路沿いにフェンスを新設する場合にあっては、新設後の道路幅員を明示した写真